

さぬき市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和7年12月

さぬき市・さぬき市教育委員会

1. プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、本市では、同年8月に教育委員会、警察、道路管理者などが連携して通学路の緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議し、危険箇所の解消に努めてきました。

このような通学路の安全確保に向けた取組を一過性のものに終わらせることなく、再度、関係機関の連携体制を構築し、児童生徒を交通事故の危険から守ることを目的として、「さぬき市通学路交通安全プログラム」を策定するものです。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 推進体制

本プログラムの実施に当たり、次に掲げる機関及び部署（以下「関係機関等」という。）を中心とする推進体制を構築し、連携を図りながら効果的な取組を推進します。

（国）

- ・国土交通省香川河川国道事務所長

（香川県）

- ・長尾土木事務所長
- ・さぬき警察署長

（さぬき市）

- ・さぬき市長（総務部危機管理課、建設経済部建設課）
- ・さぬき市教育長（教育委員会事務局学校教育課）

本プログラム実施における事務局を、さぬき市総務部危機管理課及びさぬき市教育委員会事務局学校教育課に置きます。

3. 取組方針

（1）基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、計画的に合同点検を実施するとともに、対策実施後に効果の確認等を行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

（2）合同点検

①定期合同点検

小・中学校を5グループに分け、別表に基づき合同点検を計画的に実施します。

②臨時合同点検

道路状況の変化や通学路の変更等、臨時的に対応を必要とする場所が発生した

場合は、各学校からの報告に基づき、関係機関等と協議の上、必要に応じて合同点検を実施します。

③緊急合同点検

市内で児童生徒が関係する重大交通事故等が発生した場合は、関係機関等と協議の上、必要に応じて発生した小・中学校区において合同点検を実施します。

(3) 合同点検の体制

小・中学校ごとに関係機関等のほか、必要に応じて教職員、保護者、自治会等が参加し、合同点検を実施します。

(4) 対策の検討・決定

合同点検の結果を踏まえ、対策が必要な箇所について、実態に応じて、歩道整備、防護柵設置等のハード対策や交通規制、交通安全教育等のソフト対策などの具体的な実施メニューを検討・決定します。

(5) 対策の実施

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう関係機関等で連携を図ります。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、効果を確認し、対応内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の情報共有

点検結果や対策内容については、事務局が小・中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、関係機関等で情報共有します。

別表

さぬき市通学路定期合同点検計画表

グル ープ	学 校 名	実 施 年 度				
		令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
1	寒川 小学校	◎				
2	長尾 小学校					
	造田 小学校		◎			
	長尾 中学校					
3	志度 小学校			◎		
	さぬき北小学校					
	志度 中学校					
4	津田 小学校				◎	
5	さぬき南小学校					
	さぬき南中学校					◎

※ 小学校の統合や道路が新しくなるなど、通学路の変更等の状況変化に応じて見直します。